

4. 水環境保全の目標(1)人の健康の保護に関する環境基準

①取組内容

- 要監視項目等について、常時監視を行う必要のある項目の検討
水環境中のリスク指標としてどこまで対象とするのか、排水規制等の対策の必要性の判断をどのように行うか、などの考え方を整理した上で、環境基準項目、要監視項目の項目追加等の見直しを行う。
- 化学物質のリスク管理の推進
化学物質の毒性情報については、水質環境基準の策定のみならず各所で試験等が行われており、これら毒性情報の整理と情報共有に係る考え方の整理を行う。
他媒体(大気、土壌等)におけるリスク管理を踏まえつつ、水環境保全を目標としたリスク管理手法(排出規制、総量規制など)の考え方を整理する。
- 排出形態を踏まえた評価方法・測定方法の検討
農薬など使用・排出形態が特有の物質に関して、環境への影響評価の考え方の整理を行う。また、使用・排出形態に応じた測定方法や評価方法を整理する。
- 以上について、水質環境基準(健康項目)等検討委員会(座長:森田愛媛大教授)で検討。
- 健康項目の見直しに関する検討(中環審環境基準健康項目専門委員会(委員長:須藤東北大学大学院客員教授)
WHOなど国際的な動向及び国内データの蓄積を踏まえ、環境基準健康項目の追加等の検討を引き続き行う。

②今後の手順

常時監視の必要のある項目の検討	水環境中のモニタリングを行うべき項目の考え方の整理			環境基準項目、要監視項目等のあり方の見直し及び項目追加等の検討	
	水環境における対策目標としての環境基準の在り方の整理				
化学物質のリスク管理		毒性情報の整理	他の毒性評価事業との情報共有に関する検討		リスク管理の在り方に関する方向性のとりまとめ
			他法令との連携に関する検討		
			水環境中における対策に関する検討		
評価方法・測定方法の検討	化学物質の排出形態の整理、評価・測定方法の検討		評価・測定方法の検討		評価方法に関するとりまとめ
健康項目の見直し	第2次答申	健康項目見直しのためのデータ収集・検討	中央環境審議会での検討	健康項目見直しのためのデータ収集・検討	中央環境審議会での検討

4. 水環境保全の目標(2)生活環境の保全に関する環境基準

①取組内容

- 新規環境基準項目及びCOD/BODの補完指標や望ましい衛生指標の検討(生活環境項目新規基準等検討会(座長:岡田広島大教授))
 海域の底層DO、透明度に係る環境基準項目化に向けて、必要な検討を行う。また、湖沼の底層DO、透明度を含め、連続測定データの収集など必要な情報を収集、整理し、COD等を補完する指標の検討を行う。
 その他のCODやBODを補完する指標や衛生指標についても、望ましい水環境として目指すべき方向性や改善すべき水環境の条件などを整理して基準化の検討を行う。
- 汽水域における水生生物保全の考え方や工事アセスに係る望ましい基準のあり方について、その方向性を検討する。
- 水生生物に対する毒性情報等を踏まえ、新たな水生生物の保全に係る環境基準項目の追加の検討等を行う。(水生生物保全に係る水質目標値検討会(座長:須藤東北大学大学院客員教授)、ほか)
- 環境基準類型指定の新たなあてはめ及び見直しの検討(中環審陸域環境基準専門委員会、同水生生物保全環境基準類型指定専門委員会)
 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定については、国が指定することとされている47の水域について類型指定を終えるよう検討を進めるとともに、都道府県が類型指定する水域について、指定状況の把握等を行う。また、これらの類型指定を踏まえて、水生生物の保全に係る環境基準の考え方についてフォローアップする。
 BODやCODなどの生活環境項目に係る類型指定の見直しについては、上位類型の基準を満足している水域など、水質の実態等を踏まえて必要な見直しを行う。

②今後の手順

新たな基準項目や指標の検討	環境基準項目 (底層DO・透明度)	データ収集及び指標としての検討			中央環境審議会等での検討	
	COD/BODの補完指標					
	衛生指標	指標としての検討	中央環境審議会等での検討	衛生指標に係るモニタリングと追加的調査の実施		
	汽水域の扱い	望ましい基準のあり方の検討及びデータ収集				中央環境審議会等での検討
	工事アセス等の扱い		望ましい基準のあり方の検討及びデータ収集			
	水生生物保全	追加項目の検討	中央環境審議会等での検討	順次追加項目等検討		
環境基準類型指定のあてはめ及び見直し	生活環境項目 (水生生物以外)	中央環境審議会での検討・改定 (相模湖・津久井湖等9水域)	水質実態を踏まえて必要な見直しを随時検討			
	水生生物保全	中央環境審議会での検討・指定 (阿武隈川等10水域)	中央環境審議会での検討・指定 (伊勢湾等3水域程度)	中央環境審議会での検討・指定 (国が指定する47水域のあてはめ完了予定)	これまでの類型指定を踏まえて、考え方のフォローアップ	

5. 水環境保全に関する今後の取組

(1) 事業者の不適正事案への対応

① 取組内容

- 平成21年12月16日開催の中央環境審議会公害防止取組促進方策小委員会において、須藤座長から中間とりまとめを報告。
- 本年1月29日、中央環境審議会より「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」答申
- 事業者による法令遵守の確実な実施
水濁法を改正し、排水測定データの未記録、改ざんに罰則を設けるとともに、法施行のための諸条件の整備を行う。
- 事業者及び自治体における公害防止体制の高度化
産業界、地方自治体への周知等を通じた関係者への「事業者向けガイドライン」の普及と積極的な利用を推進するとともに、優良事例等の収集を行い、業種横断的な情報提供を実施する。

② 今後の手順

事業者による法令遵守の確実な実施	測定記録の改ざん等に対する罰則の創設	水濁法の改正	改正法の施行準備	改正法の施行 改正法の施行状況・実態の把握		運用上の課題等の整理と制度的な対応の必要性について検討
	測定データの信頼性の確保	水濁法の改正	改正法の施行準備（データの保存義務等の規定整備）			
事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進		表彰制度の検討・実施		業界の自主行動計画と取組状況の把握	自主行動計画の進捗点検	
事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化		「事業者向けガイドライン」の普及と利用促進、研修情報の普及方策の検討		公害防止体制の優良事例の収集、情報提供	ガイドラインに基づく活動等の把握	ガイドラインの内容・普及方策について検証
地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減		環境報告書の公表を含めた情報開示の在り方についてガイドラインを作成			ガイドラインの普及と利用促進	実態の把握
公害防止法令に基づく事務手続等の合理化	水濁法・大防法等に基づく届出の整理			運用状況・実態の把握	事業者等の利便性・自治体における管理上の課題等の整理と更なる利便性向上に向けた検討。	

(2) 水質事故への対応

① 取組内容

- 平成21年12月16日開催の中央環境審議会公害防止取組促進方策小委員会において、須藤座長から中間とりまとめを報告。
- 本年1月29日、中央環境審議会より「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」答申
- 現行の水濁法における事故時の措置の対象物質(有害物質、油)、対象施設(特定施設、貯油施設等)を拡大

近年、河川・水路等で発見される水質事故(水質異常等)の件数が増加しており、現行制度において事故時の措置の対象となっていない物質や施設でも、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある物質について、それらの物質を使用する施設等に係る事故が発生している。水質事故に対する迅速な対応を推進するとともに適正に事故原因を究明し再発防止を図るため、事業場における事故について「水質汚濁防止法」の事故時の措置の対象物質・施設を拡大する。

- 水質事故の未然防止対策について今後さらに検討。

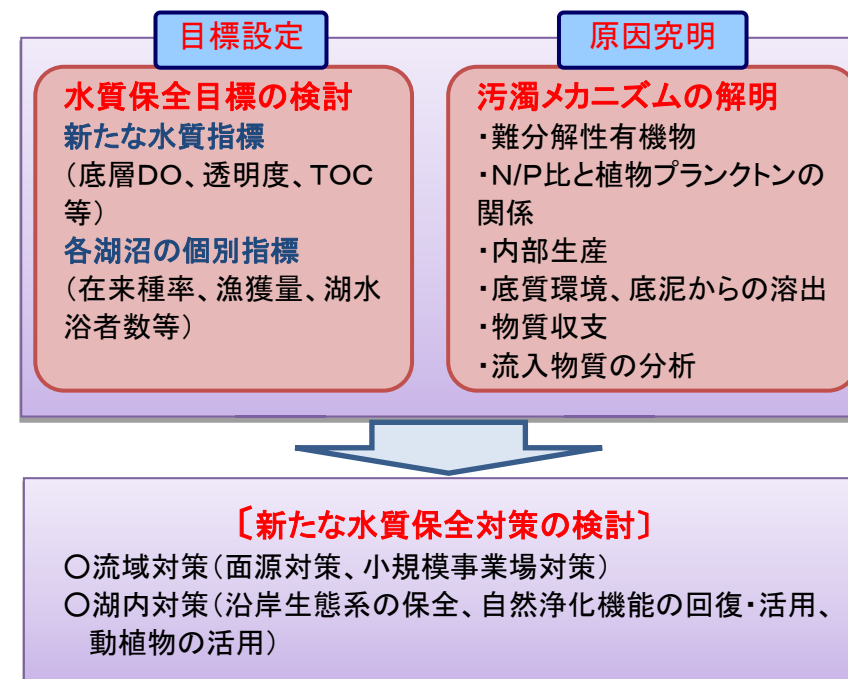
② 今後の手順

水濁法における 事故時の措置の 対象拡大	水濁法の改正	改正法の 施行準備	改正法の施行 改正法の施行状況・実態の把握
水質事故の未然 防止対策の検討			事故の未然防止対策の検討(他法令に基づく措置、地下水・土壌汚染の未然防止措置との整合、工場・事業場における事故時の対応の整理等)

(3)閉鎖性水域における水質改善(湖沼)

①取組内容

- 水質保全目標の検討
底層DO、透明度等の新たな水質指標や在来種率、漁獲量等の湖沼毎の指標について、国民の実感にあった分かりやすい水質保全目標を検討する。
- 汚濁メカニズムの解明
汚濁負荷、湖沼の内部生産、底質の実態及び窒素りん比変化の影響等の最新の知見に基づいて、汚濁メカニズムを解明する。
- 新たな水質保全対策の検討
流出水対策等の既往水質保全対策の効果検証を行うとともに、効果的な面源負荷と小規模事業場対策、沿岸生態系の保全、生物作用の活用等の望ましい湖沼の実現を図るための新たな水質保全対策を検討する。



②今後の手順

水質保全目標の検討		水質保全目標の 在り方・設定の検討	各湖沼への当てはめ検討と 指標の試行的計測	総合検討
汚濁メカニズムの解明	湖沼の汚濁メカニズムのモデル化のための調査検討 湖沼水質保全対策に関する検討会 (座長：福島筑波大学大学院教授)		各湖沼の水質汚濁メカニズムの 検討と現地補足調査	
	窒素りん比変動による水生生態系の影響検討会(座長：福島筑波大学大学院教授)			
新たな水質保全対策 の検討		既往の水質保全対策の効果検証と 新たな水質保全対策の立案	各湖沼での新たな水質保全対 策の試行と効果把握	

(3)閉鎖性水域における水質改善(海域)

①取組内容

○ 中長期ビジョン策定と水質目標の検討

今年度中に策定する予定の閉鎖性海域中長期ビジョンにおける将来目指すべき海域水環境の目標に係る検討も踏まえ、広く水生生物(特に底生生物)の生息に影響を与える主要な要素の一つと考えられる底層DO及び水生植物の生育などや景観的な要素も併せて示す透明度を環境基準化することを前提として必要な検討を進める。

○ 水質総量削減

今後の水質総量削減に向けた検討を進めていくとともに、各汚濁負荷削減対策、干潟・藻場の保全・再生等を推進する。

○ 里海創生支援

海域における栄養塩類の吸収源管理や海域で生産されるバイオマスの陸域での利用促進などを通じ、豊かな生態系が成り立つ里海の創生を推進する。

○ 海域の物質循環健全化計画策定

生物多様性に富み豊かで健全な海域の構築に向け、陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策を検討する。

閉鎖性海域中長期ビジョンの策定

- ・閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標(底層DO、透明度)
- ・目標を達成するための中長期シナリオ及びロードマップ

総量削減等の着実な推進

- ・第7次総量削減の在り方について答申(平成21年度中予定)
- ・総量規制基準の設定方法について検討
- ・各汚濁負荷削減対策、干潟・藻場の保全・再生等の推進

栄養塩類管理方策の検討

- ・適切な栄養塩循環の形成による生物生産力と多様性の高い海域の構築について検討

②今後の手順

水質総量削減	第7次水質総量削減の在り方について検討	総量規制基準等の検討		水質総量削減の実施と効果検証
中長期ビジョンの策定と水質目標の検討	閉鎖性海域中長期ビジョンの策定 ＜将来のあるべき水質目標の提案と、そこに向けた各対策のロードマップの提示＞	「4. 水環境保全の目標(1)生活環境の保全に関する環境基準」を参照		
里海創生支援	里海ウェブサイトの構築 ＜国内外へ向けた里海創生の情報発信＞	里海づくりマニュアルの策定 ＜里海創生支援検討会設置・地域の里海創生の取組を全国に普及させるために策定＞	里海づくりマニュアルによる里海づくり活動普及の検証等	
	モデル地域における活動支援 ＜地域における里海創生に資する活動の支援、マニュアル策定の基礎資料収集＞			
海域の物質循環健全化計画策定	モデル地域の選定 ＜海域の物質循環健全化計画(モデル地域選定)検討委員会設置＞		海域の物質循環円滑化方策(海域ヘルシープラン)検討 ＜海域の物質循環健全化計画策定検討委員会設置・調査、対策方針検討・対策策定マニュアル化＞	
		モデル地域における栄養塩類管理方策検討 ＜モデル地域検討WG設置・物質循環状況の把握・物質収支モデルの構築・栄養塩管理手法の開発＞		管理方策に沿った施策・活動の実施効果の検証

(4) 新たな排水管理手法の検討

①取組内容

○ 知見や情報の収集

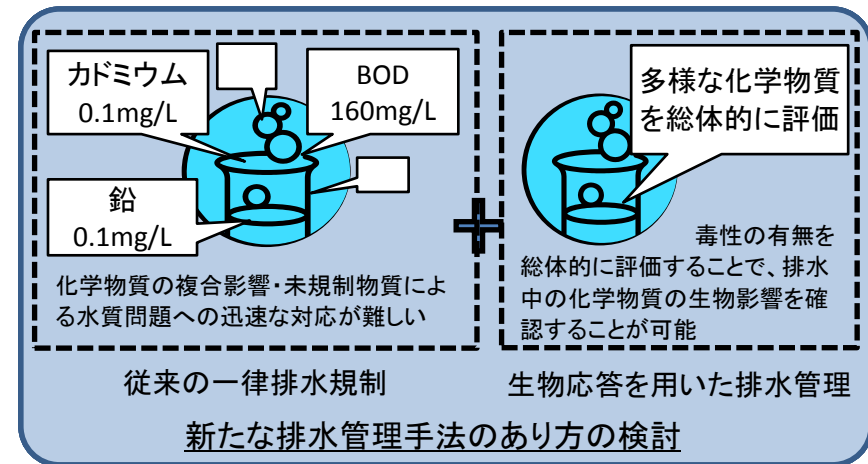
2月17日に、国連大学 ウ・タント会議場にて、「米国におけるWETシステムに関するセミナー」を開催。我が国にも参考となる先行的な手法の一つとして、米国の水質浄化法の下での”全排水毒性(WET)”の運用及び試験方法に関する実態について知見や情報を収集する。

平成21年度より、「WET手法等による水環境管理に関する懇談会」(座長:須藤東北大学大学院客員教授)を開催し、米国等における実態について情報収集を行うとともに、我が国における将来的な利用に関する基本的な理念の整理等を行う。

○ 導入に向けての検討

生物応答を用いた新たな排水管理手法について、我が国の実情を踏まえた利用方策に関する検討を行う。

また、試験方法及びその評価方法等について、技術面の検討を行い、モデル的な試行を行う。



②今後の手順

新たな排水管理 手法の検討	米国の情報収集 (セミナー開催)	排水管理への利用方策に関する検討	
	日本に導入した場合の有効 性、課題等の整理	技術面の検討	モデル的試行

(5) 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応

①取組内容

○ 小規模事業場への対応

自治体による小規模事業場への上乗せ規制の実態確認、小規模事業場からの排出負荷の実態調査により、未規制の小規模事業場からの排水の実態把握を進める。また、小規模事業場に適した処理方法、地域に応じた導入の仕組み等の検討を進める。

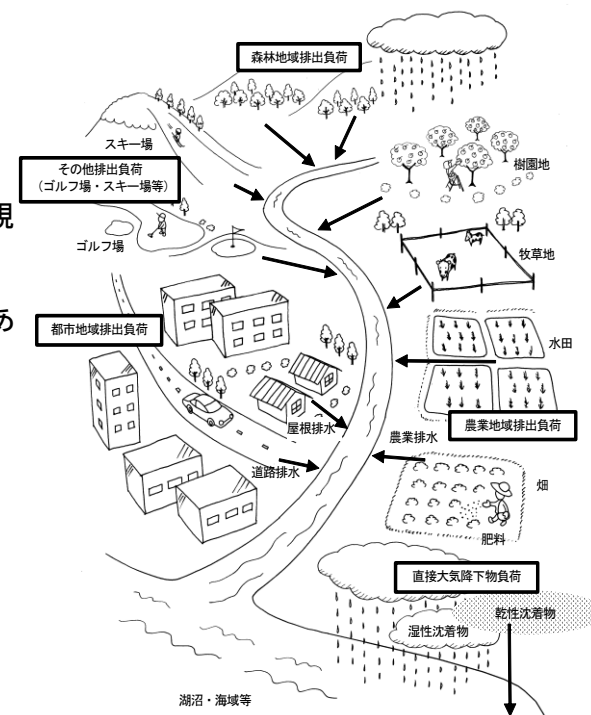
検討にあたっては、実質的な負荷低減に確実に結び付くよう、水濁法特定施設の追加及び規模要件の見直し、未規制の小規模事業場向けの排水処理に係る構造基準の設置等、具体的な制度のあり方について検討を行う。

また、生活排水対策重点地域の対策の現状についてレビューを行い、必要に応じて制度のあり方について検討する。

○ 面源負荷への対応

土地利用毎の面源負荷と水環境への影響を把握するための調査を行い、実態把握を進める。また、その状況に応じて、効果的な面源負荷対策の導入の仕組み等の検討を進める。

以上を踏まえて、湖沼の水質保全に関する制度の見直しについて検討する。



②今後の手順

小規模事業場への対応	自治体による上乗せ規制実態、小規模事業場の排出負荷の状況の把握	水濁法特定施設の追加等、制度のあり方についての検討
		小規模事業場に適した処理方法、地域に応じた仕組の検討
面源負荷への対応	現状の面源対策の効果検証、自然系の面源負荷の現状把握	効果的な面源負荷低減対策の検討

(6) 地下水・土壌汚染の未然防止対策

① 取組内容

○ 効果的な未然防止対策

地下浸透による地下水汚染対策調査検討業務を実施し、学識経験者等からなる検討会を設けて、効果的な未然防止対策を実施するための技術的課題、制度的課題の検討を行う。課題を踏まえ、今後の対策の在り方を検討する。

(検討内容) ・汚染実態(原因行為が行われた時期、原因施設の構造・管理上の問題点等)の調査
・効果的な未然防止対策を実施するための技術的課題、制度的課題の検討

○ 自然由来の有害物質への対応の明確化

地下水に係る調査・対策指針において自然由来の有害物質が地下水から検出される事例への対応を明確化する。

② 今後の手順

効果的な未然防止対策	汚染実態の調査	調査結果に基づき 今後の対策の在り方を検討	
自然由来の有害物質 への対応の明確化		地下水汚染に係る調査・対策指針の改正	調査・対策指針の運用

(7) 海洋環境の保全

① 取組内容

○ 「海洋環境室」の設置

本年秋に水環境課に海洋環境室を設置し、海洋環境保全行政を一元化して、効果的・効率的に海洋環境の保全施策を展開する。

○ 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物処理推進法(平成21年7月施行)に基づき、都道府県における地域計画の作成と地域グリーンニューディール基金の活用を推進する。

地域特性が異なるモデル地域において、漂流・漂着ごみの量と種類の分析や回収・処理の試行等を実施し、海岸特性等の地域の実情に応じた海岸漂着物等の効率的な回収・処理方法や対策の在り方について整理・とりまとめを行う。

○ 海洋汚染の防止

廃棄物処理法等において例外的に海洋投入処分が認められている建設汚泥等の廃棄物について、海洋投入処分に係る状況及び今後の展望について調査整理し、今後の制度の在り方について検討を行う。

○ 海洋環境に係る国際条約への対応

バラスト水条約の発効に備え、制度運用に必要な日本周辺等の生態情報など基礎情報の収集を行うとともに、制度面の検討を行う。

ロンドン議定書改定等により、CO2の海洋への固定化のための鉄やリンなどの栄養塩の投入による肥沃化行為の禁止(科学研究目的、養殖等を除く)についての議論の進展を把握するとともに、必要な措置を講じる。

○ 海洋基本法及び海洋基本計画に基づく海洋環境保全施策の推進

② 今後の手順

海岸漂着物対策	GND基金の活用の推進	海岸漂着物処理推進法成立、基本方針閣議決定	基本方針等の普及促進、進捗状況把握	GND基金の成果取りまとめ	海岸漂着物処理推進法の見直し後の体制に基づく施策の推進
	モデル調査の実施・状況把握等		モデル調査とりまとめ、海岸漂着物実態把握	海岸漂着物実態把握	
	漂着物発生抑制等		漂着物発生原因調査、国外流出の実態把握	発生抑制、国外流出防止のための方策検討	
国際条約対応	バラスト水条約	課題の整理	制度の在り方の検討		普及促進
	海洋肥沃化	課題の整理	議定書改正に向けた国際交渉への対応	必要な措置の実施	

(8) 気候変動への対応

① 取組内容

○ 適応策の検討にかかる取組

気候変動による影響及びそれらへの対応に関する検討は、ここ数年の間に、国内外で取り組まれてきた。例えば、環境省により、2008年6月には、「気候変動への賢い適応」が作成されるとともに、文科省・気象庁・環境省により、2009年10月には、気候変動の現状・将来予測等についての情報提供、行政機関や国民が気候変動への適応策を考えるにあたって役立つ知見の提供を目的に「日本の気候変動とその影響」が公表された。

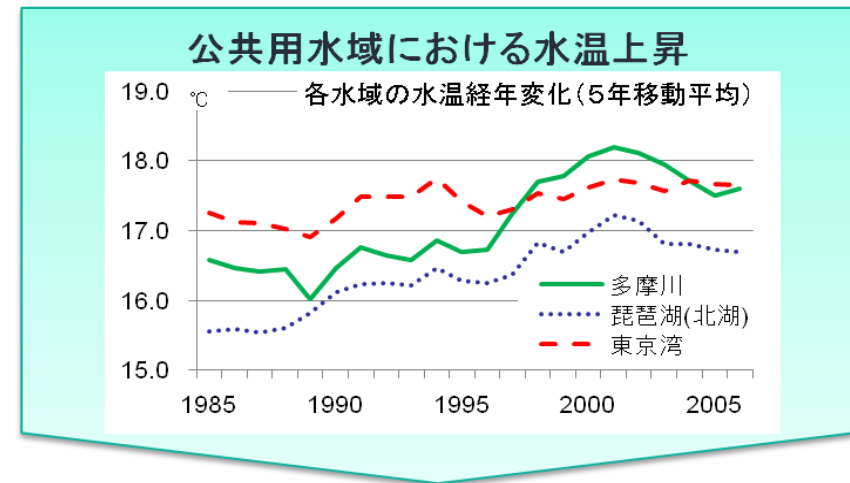
また、環境省のイニシアティブにより、省庁横断的に適応策の指針を策定する取組が、今年度より開始された。

○ 水環境に関する適応策の検討

上述の成果については、水環境の保全に関する知見も含まれており、それら知見は将来の適応策の検討に反映させる。

水環境に係る検討を行うため、平成21年度より、「気候変動による水質等への影響解明調査検討会」(座長:岡田広島大学教授)を設置。将来予測のための評価手法の構築、モデル地域における水質、水生生物等への影響の分析等を実施する予定。

評価結果を基に、水質・水生生物等への悪影響を緩和するための、適応策の検討を進め、それらを具体化するための制度の在り方について検討する。



② 今後の手順

気候変動への 対応	既知見の収集、整理		モデル地域における水質、水生生物への影響の評 価を実施		評価結果の取りまとめ、検証
		評価手法の検討	評価手法の構築		

(9) 地球規模で深刻化する水問題への国際貢献

①取組内容

○ 戦略的な国際貢献の取組

水環境に関する国際的情報を収集・蓄積するとともに、課題分析、解決手法等の検討を行い、水環境分野に関する我が国の国際協力戦略を策定する。

国際協力戦略に併せて、多様な主体による連携の枠組み構築、国際協力に適した技術開発や人材の確保等の検討・推進を行う。

さらに、日本の水処理技術を用いた官民連携での国際水ビジネスの展開についての支援を検討する。

○ 国民意識の向上(国内に向けた情報発信)

水環境分野での国際貢献の必要性を広く国民に情報発信していくため、我が国の生命や食料の安全保障に関する情報を収集・ツール化し、情報発信していく。

○ 国際的情報発信

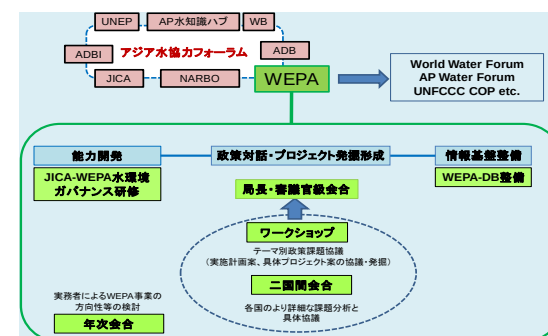
日本が公害克服や国際協力で培った専門的知識や経験等を、世界水フォーラムやアジア太平洋水フォーラムなどの国際会議において情報発信していく。

○ 国際協力事業の推進(技術移転、ガバナンス向上支援等)

日中の水環境協力を着実に進捗する。WEPAの枠組みを活かしたアジア地域における水環境ガバナンス強化の取組を推進する。



＜WEPAパートナー国＞
カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、日本



【WEPA活動イメージ】

②今後の手順

戦略的国際貢献	情報の収集・分析・検討	アジア・アフリカ地域等における情報収集・水環境改善検討		
	国際協力戦略の策定	水環境に関する国際戦略の検討	国際貢献検討(技術移転・水環境ビジネス検討等)	
情報発信	国際協力体制の構築	多様な主体との連携検討(産・学・NPO・国際機関等)		連携強化の推進
	国民意識の向上	情報ツールの作成、広報活動・情報発信の推進		
国際協力事業の推進	国際的情報発信	国際会議等での情報発信(世界水フォーラム、アジア太平洋水フォーラム等)		
	国際協力の推進(技術移転)	中国における水質汚染対策協力の推進		アジア地域等における技術移転の推進
	国際協力の推進(ガバナンス向上)	WEPA(第二期)		

(10) 水環境のモニタリングとデータの蓄積

①取組内容

○ 水環境に係るデータの蓄積

各省庁等において、それぞれが水環境に係るモニタリングを的確に実施し、そのモニタリング結果等のデータを蓄積する。

○ 水環境関連情報の集約と共有化

各省庁等が有する水環境関連情報について、所在や内容を整理・集約し、それら情報を共有できるようにする。これにより、各省庁・大学・研究機関等が行政や学術研究等に効果的・効率的にデータを活用できるとともに、広く一般にも水環境の情報をわかりやすく提供していく。

これらについて、「水問題に関する関係省庁連絡会」に諮り、関係省庁が連携して取り組んでいくことを提案する。

平成22年度は、水環境関連情報のリンク集を作成、運用し、それを踏まえて、その後のさらなる充実、発展に向けた取組を検討していく。

<水問題に関する関係省庁連絡会>

内閣官房	厚生労働省
内閣府	農林水産省
警察庁	経済産業省
総務省	国土交通省
外務省	環境省
財務省	防衛省
文部科学省	

計13省庁

②今後の手順

水環境に係るデータの蓄積	モニタリングの実施、データの蓄積		
水環境関連情報の集約と共有化	水環境関連情報の所在と内容の整理	水環境関連情報リンク集の作成、運用	・共有化に向けた基盤整備
			・リンク集の利用状況解析、必要性の把握

(11) 統合的な環境管理の検討

① 取組内容

○ 統合的な環境管理手法の検討

各環境分野の取組を環境全体として総合的に評価し、それを可視化することで、各種環境規制と相まって、各主体の自主的な管理による環境負荷低減等の方策を検討する。

具体的には、欧州の統合的汚染防止管理指令(IPPC指令)等の海外事例の収集・研究を行うとともに、我が国の公害防止制度や環境マネジメントシステムにおける水分野の扱いとの比較検討を行う。

その上で、我が国における統合的な環境管理手法の導入(統合的な法体系の構築、現行法令の統合的な運用等)の可能性を検討する。

○ BAT(利用可能な最善な技術)やポリシーミックス(複数の政策手段の活用)などの手法の検討。

BAT(利用可能な最善な技術)やポリシーミックス(複数の政策手段の活用)などの手法についても併せて検討する。

具体的には、これらに関する海外事例の収集・研究を行うとともに、水分野における経済的手法を含めたポリシーミックスの効果と社会への影響に関する研究(環境経済の政策研究)を行い、我が国への導入の可能性について検討する。

② 今後の手順

統合的な環境管理の検討	海外先進事例の収集・研究／国内における環境マネジメントシステムにおける水分野の扱いの整理・比較	我が国への導入可能性の検討	
BATやポリシーミックスなど政策手法の検討	海外先進事例の収集・研究	我が国への導入可能性の検討	
	水分野における経済的手法を含めたポリシーミックスの効果と社会影響に関する研究(環境経済の政策研究)	国内における導入可能性の検討	

(12) 施策のマネジメントサイクルの確立

① 取組内容

○ マネジメントサイクルの検討

施策の効果的な推進に当たっては、これまでの施策の実施状況や効果、問題点等を把握し、必要に応じて施策の見直し・改善を行うとともに、新たな施策の企画立案、計画の策定にそれらの結果を反映させることが重要であり、計画(Plan)から実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)に至る施策のマネジメントサイクル(PDCA)の仕組みを検討する。また、本仕組みに、マネジメントサイクルが機能していることを確認することを確認するチェック手法をビルトインすることについて検討する。

○ モデル地域における関係省庁や地方自治体が連携した実証事業の実施の検討

例えば、湖沼水質保全特別措置法に基づく流出水対策地区など、モデル地域において、関係省庁や地方自治体が連携した実証事業を実施すべく検討する。

② 今後の手順

マネジメントサイクルの仕組みの検討	マネジメントサイクルの仕組みとチェック手法の検討		平成22年度施策(事業)の評価と平成24年度施策(事業)の企画・計画への反映	平成23年度施策(事業)の評価と平成25年度施策(事業)の企画・計画への反映
モデル実証事業の検討		モデル実証事業の検討		モデル実証事業の実施